

「大阪市国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業に関する要綱」(案) からの変更点

変更箇所	変更内容及び趣旨
<p>大阪市国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業に関する要綱 第5条第1号ア及びイ</p>	<p>国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業に関する条例第4条において、事前に施設の近隣住民に対し説明することを義務付けており、(案)で示した「使用者」という表現は「近隣住民」より広範囲の不特定多数の者を指すため、「居室の使用者」を「住居の全世帯」という表現に修正した。</p> <p>(変更前) 施設が存する建物内に、特定認定を受けようとする居室以外の居室が存する場合にあっては、当該居室の使用者</p> <p>(変更後) 施設が存する建物内に、特定認定を受けようとする居室以外に住居が存する場合にあっては、当該住居の全世帯</p>
<p>大阪市国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業に関する要綱 第5条第12号</p>	<p>施設の出入口に「責任者の氏名及び電話番号」を表示することで、近隣住民の方の苦情等を迅速に営業側側に伝えることが可能であること及び個人情報の観点からも考慮する必要があるため、建物の出入口に表示する事項から「責任者の氏名及び電話番号」を削除した。</p> <p>(変更前) (12) 近隣住民からの苦情等に適切に対応する窓口を設置し、24時間施設に速やかに駆けつけることができる体制を構築するとともに、その連絡先(責任者の氏名、電話番号等)及び滞在中者が容易に施設を把握することができる表示を施設及び施設が存在する建物の出入口に付けること。(略)</p> <p>(変更後) (12) 近隣住民からの苦情等に適切に対応する窓口を設置し、24時間施設に速やかに駆けつけることができる体制を構築するとともに、その連絡先(責任者の氏名、電話番号等)及び滞在中者が容易に施設を把握することができる表示を施設の出入口に付けること。(略)</p> <p>(13) 施設が存する建物の出入口の付近に滞在中者が容易に施設を把握することができる表示をすること</p>